

○中津川市元気都市づくり支援事業費補助金交付要綱

平成11年4月1日決裁

改正

平成17年3月29日決裁

平成19年3月30日決裁

平成21年3月31日決裁

平成24年3月29日

平成25年3月29日

平成25年7月12日

平成26年3月28日

平成29年3月31日

中津川市元気都市づくり支援事業費補助金交付要綱

(総則)

**第1条** 市は、商店街等をはじめとする商業等の活性化を総合的に支援するため、予算の範囲内で中津川市元気都市づくり支援事業費補助金を交付するものとし、その交付に関しては、中津川市補助金交付規則（昭和36年中津川市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 商店街等活性化団体 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合、商店街の発展会及び地域の特性を生かした魅力ある商店街づくりを積極的に推進する団体であって、市長が適当と認めるものをいう。

(2) 中心市街地 中津川市中心市街地活性化基本計画に定める区域をいう。

(3) 空き店舗 商業用に使用されていた施設又は商業等の用途に使用しうる物件（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗内に所在する物件を除く。）をいう。

(補助対象事業等)

**第3条** 補助対象事業、補助事業者、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市の他の補助金等の交付を受けている事業は、補助対象としないものとする。

(補助要件)

**第4条** 空き店舗活用支援事業の交付を受けようとする事業者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

(1) 中津川市内に居住し、又は事業所の開設と同時に中津川市に転入する見込みがある者であること。ただし、事業者が法人の場合は、この限りでない。

(2) 当該借り上げた物件を事業所の開設から3年以上の期間にわたり自ら運営及び維持管理する見込みがある者であること。

(3) 市内で営業する事業所から空き店舗へ移転したことにより、移転前の事業所を空

き店舗にしない者であること。

(4) 原則として、午前10時から午後5時までの間の3時間以上の営業を週4日以上行うものであること。

(5) 過去にこの要綱による補助金（空き店舗等活用支援事業に限る）の交付を受けたことがないこと。

(6) 市税の滞納がないこと。

（補助金の交付申請）

**第5条** 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、中津川市元気都市づくり支援事業費補助金交付申請書（第1号様式又は第1号様式の2）及びその添付書類を提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出期限は、市長が別に定める。

（補助金の交付決定及び通知）

**第6条** 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。この場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（申請の取下げ）

**第7条** 補助事業者は、第5条の申請を取り下げることができる。この場合において、当該申請による前条の交付決定（以下「交付決定」という。）は、無かったものとみなす。

（事業内容の変更）

**第8条** 補助事業者が規則第5条の規定により市長の承認を受けようとする場合の申請書及び報告をしようとする場合の報告書の様式は、次の各号に掲げるとおりとする（装飾街路灯維持管理支援事業を除く。）。)

(1) 補助事業内容（経費の配分）変更承認申請書（第2号様式）

(2) 補助事業中止（廃止）承認申請書（第3号様式）

(3) 補助事業遅延等報告書（第4号様式）

（状況報告）

**第9条** 補助事業者は、補助金の交付の決定のあった年度の9月30日現在において、補助事業遂行状況報告書（第5号様式）を作成し、翌月20日までに市長に提出しなければならない（空き店舗活用支援事業及び装飾街路灯維持管理支援事業を除く。）。)

（実績報告）

**第10条** 補助事業者は事業が完了したときは、実績報告書（第6号様式）及びその添付書類を提出しなければならない（装飾街路灯維持管理支援事業を除く。）。)

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日から起算して20日を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い日とする。

（補助金の交付請求）

**第11条** 補助事業者は事業が完了したときは、補助金交付請求書（第7号様式又は第7号様式の2）を提出しなければならない。

（書類の整備及び保存）

**第12条** 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、

補助事業の完了した年度の翌年度以後 5 年間保存しなければならない。

(委任)

**第13条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成11年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成17年 3 月29日決裁)

この要綱は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成19年 3 月30日決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

(中津川市商店街共同施設事業補助金交付要綱の廃止)

2 中津川市商店街共同施設事業補助金交付要綱(平成 9 年 3 月31日決裁)は、廃止する。

**附 則** (平成21年 3 月31日決裁)

この要綱は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成24年 3 月29日)

この要綱は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成25年 3 月29日)

この要綱は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成25年 7 月12日)

この要綱は、決裁の日から施行し、平成25年 4 月 1 日から適用する。

**附 則** (平成26年 3 月28日)

この要綱は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成29年 3 月31日)

この要綱は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

**別表 (第 3 条関係)**

事業名	補助対象事業	補助事業者	補助対象経費	補助率	補助限度額
空き店舗活用支援事業	事業を営もうとする個人、法人その他の団体が空き店舗(住宅化した物件を含む。)を借り上げて出店する小売業、飲食サービス業その他これらに類する事業	商店街等活性化団体、地域活性化を積極的に推進する団体等の推薦を受け、中津川商工会議所又は中津川北商工会の指導により経営計画を作成した中小事業者等	空き店舗等改修費(工事費、設計費等)及び改修と併せて設置する事業用備品購入費(市内に住居所又は事業所を有する者(以下「市内業者」という。)に工事を請け負わせる場合又は市内業者	補助対象経費の 1 / 2 以内	上限500千円

	(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める営業を除く。)		から備品、資材等を調達する場合に限る。)		
中心市街地にぎわい創出イベント開催等支援事業	にぎわい創出効果が見込まれる新規に行う事業であって、特に市が支援を必要と認める事業	中心市街地に所在する商店街等活性化団体その他市長が認める事業者	会場借上料、会場整備費、通信運搬費、消耗品費、機器借上料、印刷製本費、広告宣伝費、委託料、報償費、旅費、会議費及び雑役務費(原則1年間。ただし、次の全ての条件を満たし、支援の継続が必要と認められるイベント等については、継続的に支援する。 ①にぎわい創出効果が明確であること。 ②コスト削減の努力が認められること。 ③自主財源確保の努力が認められること。)	補助対象経費の1/3以内(ただし、国又は県の補助金がある場合は、その額を除いた額を対象経費とし、次の全ての条件を満たす支援の継続が必要と認められるイベント等については、補助対象経費の1/2以内とする。 ①にぎわい創出効果が明確であること。 ②コスト削減の努力が認められること。 ③自主財源確保の努力が認められること。)	上限2,000千円 下限100千円
まちなか誘客促進事業	中心市街地活性化に寄与する国又は県の補助金の交付が決定され	中心市街地に所在する商店街等活性化団体その他市長が認める事業者	会場借料、会場整備費、報償費、旅費、会議費、消耗品費、雑役務費、印刷製本費、	補助対象経費の1/2以内(ただし、国又は県の補助金の額を除いた	上限3,000千円 下限100千円

	た場合であつて、まちなかへの誘客促進を図る事業		通信運搬費、広告宣伝費、委託料、保険料、使用料、賃借料及び施設整備費	額を対象経費とする。)	
リニアを見据えた市街地活性化事業	岐阜県商店街活性化支援事業費補助金の交付が決定された場合であつて、リニアを見据えて、市街地を将来に向けて活性化させるため、効果が認められる事業	中心市街地に所在する商店街等活性化団体その他市長が認める事業者	使用料及び賃借料、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、広告宣伝費、委託料、報償費、保険料、旅費、会議費及び雑役務費	補助対象経費の1/2以内	なし
装飾街路灯維持管理支援事業	装飾街路灯の設置又はアーチ型装飾街路灯の設置を実施した発展会等が維持管理している装飾街路灯又はアーチ型装飾街路灯で電灯料の支払いが当該発展会等の経理を通じて処理されている事業	商店街等活性化団体その他市長が認める事業者	電灯料	年間支払額の2/10	なし

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

中津川市長 様

申請者 印

年度中津川市元気都市づくり支援事業費補助金交付申請書

次のとおり標記補助金の交付を受けたいので、中津川市元気都市づくり支援事業費補助金交付要綱の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業名  
(中津川市元気都市づくり支援事業費補助金交付要綱の別表（第3条関係）による事業名を記載すること)
  
- 2 補助事業の目的
  
- 3 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額  

(1) 補助事業に要する経費	円
(2) 補助金交付申請額	円
  
- 4 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分  
(別紙 補助事業計画書のとおり)
  
- 5 補助事業完了予定期日 年 月 日

別紙

## 補 助 事 業 計 画 書

事業内容

- 1 補助事業者の概要  
(団体の名称、所在地、代表者、構成員数、成立年月日等)
  
- 2 事業の必要性及び効果
  
- 3 整備する施設・設備等の概要
  - (1) 施設・設備の名称
  - (2) 設置場所
  - (3) 構造等  
( 造 階建 等)
  - (4) 施設・設備等の内容及び建設(取得・改修)費  
( 施設 m<sup>2</sup> 千円等)
  - (5) 建設等用地
    - ①敷地面積
    - ②確保の状況  
(借地の場合：所有者、借地料、借地期間等)  
(購入の場合：購入費、財源内訳、購入時期等)
  
- 4 申請書に添付すべき書類
  - (1) 補助事業者の構成員名簿
  - (2) 補助事業者が事業実施を議決した総会・理事会等の議事録の写し
  - (3) 補助事業者の定款又はこれに準ずるもの
  - (4) 事業計画書(事業のコンセプトがわかるもの)及び収支予算書
  - (5) 事業費内訳書(補助金申請額の算出根拠を明示すること)
  - (6) 事業計画図(位置図、見取図、設計の概要図)
  - (7) その他市長が必要と認める書類

5 経費の配分

(単位：円)

補助事業者	補助事業に 要する経費	補助対象経費	負 担 区 分		備 考
			市負担額（補 助金申請額）	補助事業者 負 担 額	
合 計					